

議案第 27 号

富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

水道事業の給水区域を鹿野山簡易水道事業区域を除く市内全域及び君津市人見飛地に拡張するとともに、青木土地区画整理事業の換地処分に伴い当該事業区域及び関連する区域に係る大字の区域及び名称を変更するため、条例の一部を改正するものである。

富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

富津市水道事業給水条例（昭和46年富津市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大堀」の次に「・大堀一丁目・大堀二丁目・大堀三丁目・大堀四丁目」を、「青木」の次に「・青木一丁目・青木二丁目・青木三丁目・青木四丁目」を、「相川」の次に「・梨沢」を加え、「金谷の一部」を「金谷」に、「高溝の一部」を「高溝・宇藤原・志駒・山中」に改め、「豊岡の一部」を「豊岡・君津市人見飛地」に改める。

附 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。ただし、別表第1中「大堀」の次に「・大堀一丁目・大堀二丁目・大堀三丁目・大堀四丁目」を加える改正規定及び「青木」の次に「・青木一丁目・青木二丁目・青木三丁目・青木四丁目」を加える改正規定は、公布の日から施行する。